

平成 17 年 4 月 21 日

OTS 線の事業主体変更等に向けた申請書・届出書の提出について

大阪市交通局及び(株)大阪港トランスポートシステム(OTS社)は、「南港・港区連絡線(OTS線:大阪港～中ふ頭間 3.7 ㎞)」について、交通局の地下鉄と一体的に運営することとし、鉄道事業法区間である大阪港～トレードセンター前間については、交通局が第二種鉄道事業者、OTS社が第三種鉄道事業者となる事業主体の変更を行うとともに、軌道法区間であるトレードセンター前～中ふ頭間については、OTS社から交通局に軌道事業を譲渡するための手続きをこれまで進めてきました。

その中で、OTS社が受けている第一種鉄道事業許可の廃止届出書を平成 17 年 2 月 9 日に提出していましたが、廃止日を平成 18 年 2 月 10 日から平成 17 年 7 月 1 日に繰り上げることにについて、公衆の利便を阻害する恐れがないと認める通知を平成 17 年 4 月 12 日、国土交通大臣より受けました。

これを受け、平成 17 年 7 月 1 日の事業主体の変更等の実施に向けて、本日平成 17 年 4 月 21 日、近畿運輸局に対して、鉄道事業法区間については、OTS社が第一種鉄道事業の廃止日の繰上届出書を提出するとともに、交通局が第二種鉄道事業許可申請を、OTS社が第三種鉄道事業許可申請を行いました。また、軌道法区間についても、同日付けで、OTS社を譲渡人、交通局を譲受人として軌道事業譲渡許可申請を行いました。